

統計図書館

MENU

- 1 統計図書館のルーツ
- 2 国立国会図書館の使命と支部図書館としての統計図書館
- 3 統計図書館の特徴

1 統計図書館のルーツ

1 統計図書館前史

統計図書館のルーツとなる組織は、明治14年（1881年）に太政官統計院第九課に書籍掛が置かれたのが始まります。

これを裏付ける史料としては統計院誌¹があります。同誌における明治14年6月の書籍掛についての記事は別記のとおりです。

ちなみに、当時の統計院の院長は大隈重信で、同院第九課の課長は牛場卓蔵²でした。

【別記】

三十日第九課事務規程ヲ定ム

第九課

課中分テ三掛トス

庶務掛

受附掛

書籍掛

書籍掛

諸公文其他往復書類及ヒ本院編纂ノ書類其他ノ書籍一切ヲ保管シ其出入ヲ掌ル

文書々籍等總テ之ヲ類別シテ保管シ搜索出入ニ便ス
文書々籍等凡テ^(すべて)番號ヲ附シテ簿冊ヲ登録ス

その後、明治18年内閣制度発足、明治43年内閣統計局、大正9年（1920年）国勢院など組織の改編に伴う変遷があり、明治43年（1910年）以降は「図書係」として存続しました。

2 戦前における統計図書館の設置を求める動き

中央統計委員会（大正9年（1920年）～大正15年）の小委員会で作成された提言の一つに、「国勢院に完備せる統計図書

館を設置公開し官公私の調査研究に便ならしむること」（高野岩三郎委員の提言）がありましたが、同委員会の提言としては採用されませんでした。

高野岩三郎は、中央統計委員会廃止後、昭和16年（1941年）、日本統計学会から統計図書館設置（中央統計文庫）について政府に建議（大内兵衛が建議文の起草に関わった模様）を行い、内外の官民の統計書を散逸しないように網羅的に蒐集して保管させ、一定の資格を有する者の利用に供する統計専門図書館の設置を求める動きがありましたが、戦前に実現することはありませんでした。³

3 統計図書館の発足

統計図書館設置の実現に向けた新たな展開を迎えたのは、戦後になってからでした。まず、統計制度改善に関する委員会（委員長：大内兵衛）の答申⁴（昭和21年1946年10月21日）において、中央統計局に「統計資料文庫の設置、公開」を行わせる旨が提言されました。さらに、第92回帝国議会貴族院本会議（昭和22年3月6日）において、統計法案特別委員会の委員長報告がなされ、そのなかで、政府に「図書館に統計を備えること、統計局又は中央統計委員会事務局に官庁統計、民間統計及び外国の統計をできるだけ集めて一般に見せる考えがあることが明らかに」なりました」との説明がなされました。

国立国会図書館HP「国立国会図書館小史」によれば、昭和21年9月には大内兵衛ほか3名による議会図書館設置の請願が採択されました。その請願内容は、我が国における政策の非科学性は政治上の一大欠陥であり、これを充足するため議会図書館の設置することが必要とするものでした。ちなみに、高野岩三郎は、請願者の一人で、大内兵衛らとともに、統計図書館だけでなく議会図書館の実現を求めて活動していました。その後、同年10月の第90回帝国議会において「国会図書館設置に関する決議案」が採択され、国立国会図書館法が昭和23年2月に可決・公布され、同年8月に行政・司法支部図書館が設置（18館）され、それまで統計局に置かれていた図書係は、国立国会図書館支部総理庁統計局図書館【資料1】として発足しました。その後、昭和24年6月に総理府統計局図書館【資料2】、昭和59年7月に総務庁統計図書館（統計局の帰属）、平成13年（2001年）1月に総務省統計図書館（平成13年1月統計センターの

¹ 明治14年5月（1881年）に統計院が発足してから明治18年12月に内閣制度発足により同院が廃止され内閣統計局になるまでの史実。

² 統計図書館コラム【人物編】No.2「2 創設当初の統計院に仕えた意外な4人！」参照

³ 【参考資料】「日本統計学会年報 第11年」、島村史郎「日本統計史群像」

⁴ 「日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇(I)—」、国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9548230/134>

帰属、平成15年4月統計研修所の帰属を経て、平成25年4月統計局の帰属に。)と変遷しました。

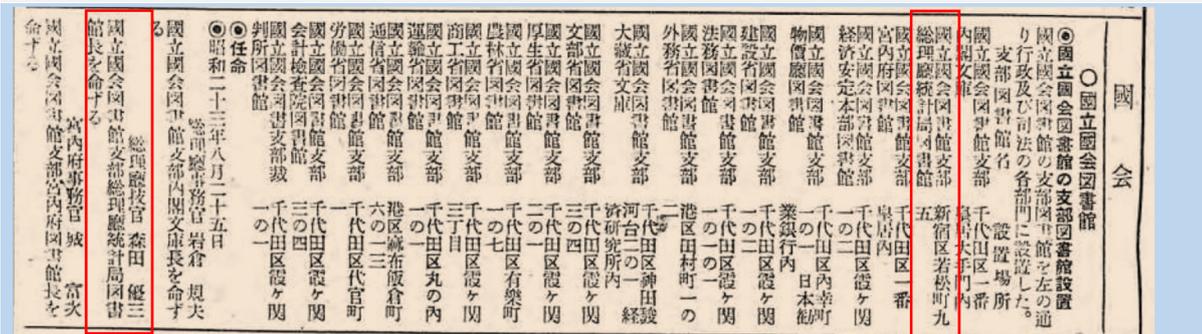
【参考】統計図書館の組織の変遷

明治14年 ^{1881年} 6月	太政官統計院第九課書籍掛
明治43年5月	内閣統計局文書部図書係
昭和23年 ^{1948年} 8月	総理府統計局図書館(国立国会図書館法に基づく国立国会図書館の支部図書館となる)
昭和24年6月	総理府統計局図書館
昭和59年7月	総務庁統計図書館(統計局の帰属)
平成13年 ^{2001年} 1月	総務省統計図書館(平成13年1月統計センターの帰属、平成15年4月統計研修所の帰属を経て、平成25年4月統計局の帰属となり、現在に至る)

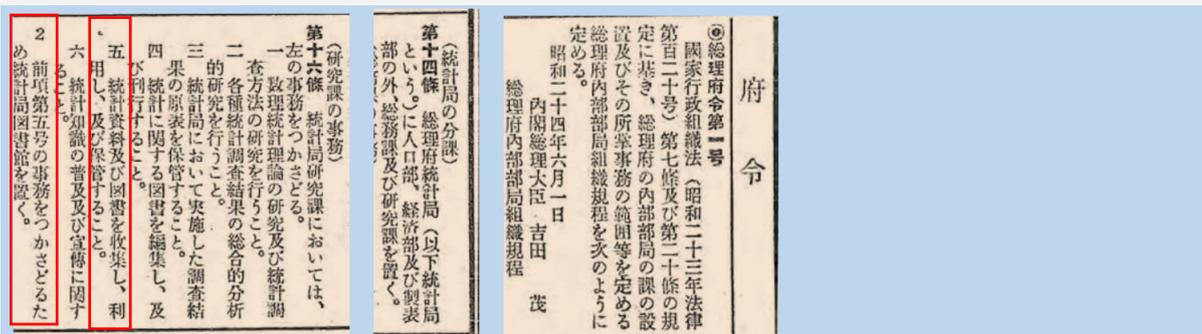
4 先人たちの熱意

明治14年(1881年)、太政官統計院第九課に書籍掛が置かれたのは140年前、昭和23年(1948年)統計の専門図書館として国立国会図書館の支部図書館となってから70年以上経過しています。今回の調べもので、先人たちの統計の専門図書館創設に向けた熱意が伝わってきました。

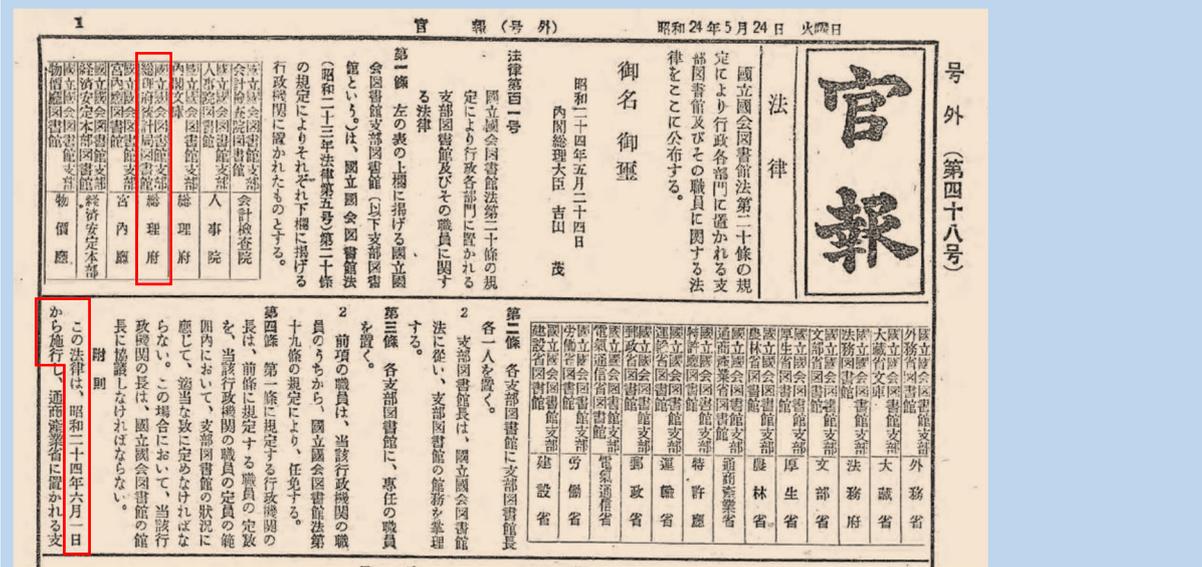
【資料1】昭和23年9月10日官報(国会)「国立国会図書館の支部図書館設置」、「任命」



【資料2】総理府内部部局組織規程(昭和24年総理府令第1号)



【参考】国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和24年法律第101号)



【画像】国立国会図書館デジタルコレクション(官報)

2 国立国会図書館の使命と支部図書館としての統計図書館

1 国立国会図書館法の趣旨

国立国会図書館法の趣旨については、参議院本会議における法案の趣旨説明で明らかにされていますので、以下に紹介します。

○昭和 23 年 2 月 4 日の参議院本会議における羽仁五郎参議院院図書館運営委員会委員長の法案趣旨説明（抜粋）⁵国立国会図書館「日本法令索引」のサイトより

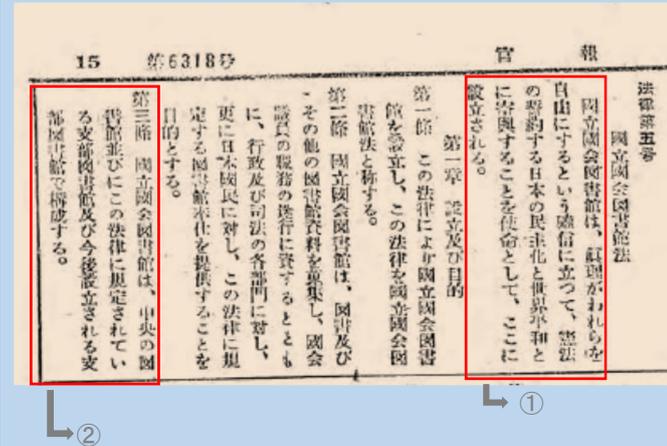
「真理は我らを自由にする。これがこの国立国会図書館法案の全体を貫いておる根本精神であります。今日の我が国民の悲惨の現状は、従来政治が真理に基かないで虚偽に基いていたからであります。・・・国民の安全と幸福とを守つて行くために、・・・立法の基礎となる調査機関を完備しなければなりません。・・・真理によらない立法によつて、全國民を誤まり導いた事実は、実に戦慄すべきものであります。今日我が國民を救うべきあらゆる立法の大前提として、國民の現実に即し、且つ総合的なる調査をなすことができるのは、専ら人民主権によつて選挙せられたる我が國會あるのみであります。我が國會は國民によつて選挙せられたるものでありますから、常に國民の現実を忘れることができません。・・・」

2 国立国会図書館の使命等

国立国会図書館は、「真理がわれらを自由にする」の理念の下、国会に奉仕するとともに、国民の情報ニーズにも応える機関として位置づけられています⁵。その使命は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）の前文で次のように規定されています。そして、同法第 3 条で国立国会図書館は、中央館と支部図書館で構成するとされています。

○制定時の国立国会図書館法（官報）の抜粋

【画像】国立国会図書館デジタルコレクション



①	(前文) 国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。
②	第 3 条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

なお、国立国会図書館法の前文の「真理がわれらを自由にする」の由来は、前掲の国立国会図書館HP コラム「真理がわれらを自由にする」のほか、稲村徹元・高木浩子「「真理がわれらを自由にする」文献考」⁶が参考になります。

【余談 1】前掲のコラムによれば、「法案の起草に参画した羽仁議員がドイツ留学中に見た大学の銘文を基に創出したもので、その銘文は、新約聖書の「 $\Gamma\text{H } \Lambda\text{Λ}\text{Θ}\text{Ε}\text{Ι}\text{Α}$ $\text{Ε}\text{Λ}\text{Ε}\text{Υ}\text{Θ}\text{Ε}\text{Ρ}\text{Ω}\text{Σ}\text{Ε}\text{Ι}$ $\text{Υ}\text{Μ}\text{Α}\text{Σ}$ (真理はあなたたちを自由にする)」に由来するといわれています。」とされています。

国立国会図書館法の前文の「真理がわれらを自由にする」と新約聖書の「真理はあなたたちを自由にする」は、両者で表現が微妙に異なります。相違点は、次のとおりです。

	国立国会図書館法の前文	新約聖書
	「真理がわれらを自由にする」	「真理はあなたたちを自由にする」
助詞	「が」：格助詞	「は」：副助詞
人称	「われら」：一人称複数	「あなたたち」：二人称複数

両者の相違点を踏まえて、国立国会図書館法の前文の「真理がわれらを自由にする」は、次のとおり解することができ、起草に際し、文言が十分に吟味されたことをうかがい知ることができるように思います（当然、筆者の個人的見解です。）。

- ・「真理が」の格助詞「が」は、排他的表現。真理だけがわれらを自由にする（真理以外はわれらを自由にしない）…ということを強調するニュアンス
- ・一人称複数の「われら」を用いているのは、主体である私たち国民一人一人を指す
- ・「自由にする」の「自由」は、「liberty」ではなく「free」というニュアンス

【余談 2】国立国会図書館の東京本館のホールには、左側に国立国会図書館法の前文「真理がわれらを自由にする」が、右側に「 $\Gamma\text{H } \Lambda\text{Λ}\text{Θ}\text{Ε}\text{Ι}\text{Α}$ $\text{Ε}\text{Λ}\text{Ε}\text{Υ}\text{Θ}\text{Ε}\text{Ρ}\text{Ω}\text{Σ}\text{Ε}\text{Ι}$ $\text{Υ}\text{Μ}\text{Α}\text{Σ}$ 」が刻まれています。左側は国立国会図書館法の前文どおり「われら」、一方、右側は聖書どおり「 $\text{Υ}\text{Μ}\text{Α}\text{Σ}$ 」

⁵【参考資料】国立国会図書館HP コラム「真理がわれらを自由にする」

⁶【参考資料】稲村徹元・高木浩子「「真理がわれらを自由にする」文献考」

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3051271>

(あなたたち)と両者で微妙に異なっています。これについて、前掲の「「真理がわれらを自由にする」文献考」では、「…館法の前文に出てくる言葉が聖書の解釈とは異なることがはっきりしているのならば、何故ここに聖書どおりの言葉が刻まれたのだろうか?という疑問が生ずる」とし、真意は分からないようです。もしかしたら、左側は法律の前文で、右側はその由来となる原文を刻んだ…という単純な理由かもしれません(当然、筆者の個人的見解です)。

3 雑感

前掲の参議院本会議における法案の趣旨説明から、国立国会図書館とその支部図書館が社会の情報ニーズに応えることは、民主主義に不可欠の要素であり、そのもとで、立法は真理に基づいて行われるべきであることを示唆していると考えられます。(当然、筆者の個人的見解です)。

【余談】

「真理がわれらを自由にする」の「自由」は、日本国憲法との関係も意識して起草された可能性もあると考えられることから、「liberty」、「free」どちらのニュアンスかを確認するため、法務省の日本法令外国語訳データベースシステムで日本国憲法に登場する「自由」の英文を調べたところ、前文(自由のもたらす恵沢)、第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」と第31条〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕でいう「自由」は、「liberty」となっていました。一方、第12条〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕でいう「自由」は「freedom」、第19条〔思想及び良心の自由〕、第20条〔信教の自由〕、第21条〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕、第22条〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕と第23条〔学問の自由〕でいう「自由」は「freedom」となっていました。次に、国立国会図書館HPの英文サイトをみると「truth makes us free」となっていました。最初からその英文サイトをみればよかったとも思いましたが…有意義な寄り道をすることになりました。

ちなみに、平成15年7月衆議院憲法調査会事務局「日本国憲法前文に関する基礎的資料」によれば、「自由のもたらす恵沢」とは、「自由主義・民主主義のもたらす幸福を意味する。」とされています。前掲の日本法令外国語訳データベースシステムによれば日本国憲法前文の「自由のもたらす恵沢」は「the blessings of liberty」とされています。

今回の調べものは、「liberty」と「free」のニュアンスの違いを含め「自由」とは何かを考える機会を筆者に与えることになりました。

3 統計図書館の特徴

1 統計図書館の機能の特徴

統計図書館は、国内や外国の統計書や明治以降の統計資料などを幅広く集めている統計の専門図書館で、総務省統計局統計情報利用推進課に帰属⁷しています。

また、統計図書館は、国立国会図書館の支部図書館⁸でもあります。支部図書館は、国立国会図書館の行政・司法各部門へのサービス提供の窓口であると同時に、行政・司法各部門から国立国会図書館への官庁出版物納入の窓口でもあります。併せて、資料の交換、相互貸借、調査活動等の図書館業務における連携協力を通じて、立法・行政・司法の三権にまたがる図書館ネットワークとしても機能しています。さらに、支部図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上することとされ、この費目の経費の流用又は減額については、国立国会図書館法第18条で規制されています。

前掲のとおり、統計図書館の歴史は古く、明治14年(1881年)6月太政官統計院の中に「書籍掛」が置かれたことに始まります。

2 蔵書の特徴

統計図書館の蔵書は、主に統計関係分野の書籍です。国内の図書としては、総務省統計局を始め、内閣府や各省庁、都道府県等が刊行した統計調査の報告書や総合統計書などが主体となっています。また、海外からは、国際連合やOECD等の国際機関や諸外国の統計関係の資料を集めています。令和元年度末現在の蔵書数は、約27万冊(内訳は、和図書11.1万冊(40.7%)、和雑誌5.9万冊(21.5%)、洋図書6.7万冊(24.7%)、洋雑誌2.6万冊(9.9%))です。このほか、CD-Rが約8,700枚、明治以降の重要な統計史料が約1,300冊あります。その中には、太政官が編纂した我が国初めての統計書である「^{しんぴ}辛未政表」(明治4年)、「^{じんしん}壬申政表」(明治5年)及び「日本政表」(明治6年)、我が国最古の戸籍表である「日本全国戸籍表」や、全国的な人口調査の試験調査として明治12年に甲斐の国(山梨県)で実施された「甲斐国現在人別調」などの貴重な統計史料もあります。

⁷ 総務省統計図書館設置及び運営規則(平成25年4月1日総務省訓令第17号)

⁸ 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第7章(行政及び司法の各部門への奉仕)、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和24年法律第101号)

3 統計図書館業務システムの導入

統計図書館では、図書管理の合理化、効率化及び閲覧利用等の迅速化、利便性の向上を図るため、統計図書館業務システム（新規受入図書の登録・蔵書管理システムと図書の閲覧、貸出処理システムで構成）により、貸出管理、利用管理及び蔵書管理を一元的に管理しています。昭和 63 年度からこのシステムの導入に向けた準備を開始し、新規受入図書の登録・蔵書管理システムは平成 2 年 1 月から運用を開始し、図書の閲覧、貸出処理システムは平成 7 年 12 月から運用を開始しました。

表 統計図書館業務システムの導入に向けた取組

時期	取組
昭和 63 年度	既蔵の和図書の書誌データの入力開始（平成 8 年度までに延べ 11 万冊について入力完了。既蔵の洋図書については、その目録カードの読み取りにより約 6.4 万冊のデータ登録）
平成 元年度	既蔵図書についてバーコード・ラベルの貼付を開始（平成 12 年度に貼付を完了）
平成 02 年 01 月	新規受入図書の登録処理システム運用開始（平成 02 年 07 月から受入れと同時に書誌データの入力開始）
平成 07 年 12 月	図書の閲覧・貸出処理システム運用開始
平成 09 年 08 月	庁内 LAN が整備（PC の一人 1 台体制が確立）され、書誌データの検索が可能に
平成 11 年 04 月	霞が関 WAN（政府共通 NW の前身）を経由して、書誌データの検索が可能に
平成 14 年 04 月	総務省統計局 HP（統計図書館）において書誌データの検索が可能に

【注】総務省統計局・統計センター「統計実務変遷史」を基に作成

4 レファレンスサービス（統計相談）

統計図書館では、統計局所管の統計データを始め様々な統計データについての相談に対して、お探しの統計データの所在源を調べて案内するなどのレファレンスサービス（調べものサポート）を提供しています。来館による相談だけでなく、電話、文書や電子メールによるお問い合わせにも対応しています。これまでの様々な問い合わせの中からよくある質問と答えを取りまとめた「統計データ FAQ」を総務省統計局 HP（統計図書館）に掲載しています（平成 13 年度末～）。

5 おわりに

今後とも統計図書館の提供するサービス（レファレンス業務を含む）の質と量の充実を図り、もって利用者のみなさまへのサービスの向上に努め、社会の情報ニーズに応えてまいりたいと思います。